

中

児童文化科学館	児童文化科学館次長	を
たしろ少年自然の家	たしろ少年自然の家所長	

児童文化科学館	児童文化科学館次長	に
---------	-----------	---

改める。

(北九州市公印規則の一部改正)

- 3 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の項中

中小企業振興課専用北九州市長印	16	市長名をもってする中小企業振興課における公文書用	産業経済局 地域産業振興部中小企業振興課長	産業経済局 地域産業振興部中小企業振興課	を
-----------------	----	--------------------------	--------------------------	-------------------------	---

中小企業振興課専用北九州市長印	16	市長名をもってする中小企業振興課における公文書用	産業経済局 産業振興部 中小企業振興課長	産業経済局 産業振興部 中小企業振興課	に
-----------------	----	--------------------------	----------------------------	---------------------------	---

改める。

(市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

- 4 市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等

に補助執行させることに関する規則（昭和38年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「私立学校」の次に「（幼稚園を除く。）」を加える。

（北九州市労務職員就業規則の一部改正）

- 5 北九州市労務職員就業規則（昭和39年北九州市規則第96号）の一部を次のように改正する。

別表の産業経済局観光部の項中「観光部」を「観光にぎわい部」に改める。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

- 6 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の子ども家庭局子ども家庭部の項中

児童文化科学館	一般事務員 一般技術員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	月曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	
少年自然の家	一般事務員	早出	午前 8時 45分	午後 5時 30分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	月曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後 0時 15分	午後 9時			

を

児童文化科学館	一般事務員		午前 8時	午後 5時	勤務時間中に1時	月曜日及び4	
---------	-------	--	----------	----------	----------	--------	--

	一般技 術員	30 分	15 分	間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	週間を 通じ4 日所属 長の指 定する 日	に
--	-----------	---------	---------	-----------------------------------	--------------------------------------	---

改める。

北九州市告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第7項の規定に基づく北九州市障害福祉サービス支給決定に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市障害福祉サービス支給決定に関する基準の一部を改正する告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく北九州市障害福祉サービス支給決定に関する基準（平成18年北九州市告示第414号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

第1項から第3項まで及び、第5項から第8項までの規定中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

北九州市告示第104号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社 代表取締役 田中正治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	27号ロ 遠心分離機
名称	遠心分離機18
能力	80L/日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	遠心分離機18
使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	8時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可日以降
工事完成予定年月日	許可日以降
使用開始予定年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	遠心分離機18
----	---------

汚水の量 (m^3 /日)	通常	0
	最大	0

当該特定施設から発生する汚泥は産業廃棄物として外部処理する。

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名 排水口No. 1

イ 水質

	設置前	設置後
排水水の量 (m^3 /日)	通常 518	通常 同左
	最大 571.1	最大 同左
水素イオン濃度	6.0～8.5	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10.0	通常 同左
	最大 15.0	最大 同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10.0	通常 同左
	最大 15.0	最大 同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 20	通常 同左
	最大 25	最大 同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 3	通常 同左
	最大 6	最大 同左
燐含有量 (mg/l)	通常 0.2	通常 同左
	最大 0.5	最大 同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量(mg/l)	通常 1以下	通常 同左
	最大 1	最大 同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年3月28日から平成26年4月17日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年4月17日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第105号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第11号を削る。

第8条第1項中「、第2号及び第11号」を「及び第2号」に改める。

第10条第1項第3号中「1億円」を「1億2,000万円」に改める。

第16条第1項第5号ア及び同条第2項第2号ア中の「84月」を「120月」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「中小企業者」を「中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第1号の2に規定する者（以下この条において「新規事業者」という。）」に、「の開業時に必要な資金の一部」を「又は新規事業者として開業して間もない者が事業を行うために必要な資金」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 融資対象者 市税を滞納していない次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとする者（1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者に限る。）で、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するもの

（ア） 事業に必要な資金の2分の1以上の自己資金を有する者

（イ） 開業しようとする業種と同一業種又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する者

（ウ） 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして事業を行うもの

（エ） 国、県、市等が開催する開業支援のための講座を修了した者

（オ） その他特に市長が認めた者

イ 市内で新たに新規事業者として事業を開始した日以後の期間が5年未満の者

第19条第3号を次のように改める。

(3) 融資限度額 1 融資対象者につき1,500万円以内とする。ただし、第1号ア（イ）から（オ）までのいずれかに該当する者については、

1 融資対象者につき1, 500万円以内かつ開業時に必要な資金の3分の2（市長が別に定める場合にあつては、5分の4）に相当する額以内とする。

第19条第6号中「は、新たに中小企業者」を「は、新たに新規事業者」に改め、「限る。）として事業を開始しようとする者」の後に「及び新規事業者（法人に限る。）として事業を開始した日以後の期間が5年未満の者」を加え、「とし、新たに中小企業者」を「とし、新たに新規事業者」に改め、「除く。）として事業を開始しようとする者」の後に「及び新規事業者（法人を除く。）として事業を開始した日以後の期間が5年未満の者」を加える。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に改正前の第20条の規定により資金の融資を受けている者の融資資金の償還については、なお従前の例による。

北九州市公告第214号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部道路建設課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

3・3・92号 緑行正線

3・3・92号 緑行正線 3・3・30号 香月直方線

北九州市公告第 2 1 5 号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成 2 6 年 3 月 2 5 日付け福岡県告示第 2 4 4 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・3・92号 緑行正線	北九州市八幡西区楠橋南一丁目、馬場山緑、茶屋の原四丁目、楠橋東一丁目、大字楠橋、楠橋東二丁目、楠橋上方二丁目及び楠橋上方一丁目地内

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
(北九州市建設局道路部道路建設課)

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第216号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成26年3月25日付け福岡県告示第243号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・3・92号 緑行正線	北九州市八幡西区楠橋上方一丁目地内
3・3・30号 香月直方線	北九州市八幡西区楠橋上方一丁目地内

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
(北九州市建設局道路部道路建設課)

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第217号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

3・3・39号 飛行場南線

北九州市公告第 2 1 8 号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成 2 6 年福岡県告示第 2 1 4 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・3・39号 飛行場南線	北九州市小倉南区中曽根東三丁目、中曽根新町、中曽根四丁目、中曽根五丁目及び中曽根六丁目

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中 「情報政策室長」を「情報政策室
市制50周年記念事業推進室長」

長」に、「新成長戦略推進室長」を
「新成長戦略推進室長
食の魅力創造・発信室長
都市マネジメント政策室長
都心・副都心開発室長」に改め、

同表の課長の欄中「秘書室次長」を
「秘書室次長」に、「世界遺産登録
行政経営室次長」に、市制50周年
推進室長
を「世界遺産登録推進室長」に、「臨時福祉給付金室
記念事業推進室次長」

長」を「臨時福祉給付金室長」に、「新成長戦略推進室次長」を
「認知症対策室長」に、「都心・副都心開発室長」を
「食の魅力
都市マネ
空き家対
都心・副

創造・発信室次長
ジメント政策室次長
策推進室長
都心開発室次長」に改める。

別表第2の3の表の(18)の項中「し、土地開発公社に係るものについては全額課長専決事項と」を削る。

別表第3の11の表の地域産業振興部長の項中「地域産業振興部長」を「観光にぎわい部長」に改める。

別表第3の13の表の局長の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同表の住宅部長の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 北九州市営住宅条例第11条第1項並びに第43条第1項及び第2項の規定による使用料の決定

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表の(4)の項中「敬老祝金」を「長寿祝金」に改める。

別表第2の保健福祉課長の項第2号中「敬老祝金」を「長寿祝金」に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表の所長の項第2号中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び保育所の保護者負担金」に改め、同表の12の表の保健所長の項第4号中「保護者としての」を削る。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

北九門公告第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成24年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

門司区長 吉 永 高 敏

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の範 囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成24年 5月26日 平成24年 6月1日	区内全域

北九門公告第 20 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 24 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 28 日

門司区長 吉 永 高 敏

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成 24 年 4 月 20 日	東新町一丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	全国接触者率調査	平成 24 年 4 月 26 日	谷町一丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	国民生活に関する世論調査（総務省からの委託）	平成 24 年 6 月 7 日	東新町二丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成 24 年 6 月 13 日	吉志六丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	新聞及びウェブ利用に関する総合調査（株式会社朝日新聞社からの委託）	平成 24 年 7 月 11 日	丸山二丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	障害者に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成 24 年 7 月 13 日	城山町

<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊 (共同申出者) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 松下正明</p>	<p>長寿社会における中高年者の暮らし方の調査(国立大学法人東京大学からの委託)</p>	<p>平成24年 8月8日</p>	<p>大里東三丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊</p>	<p>人権擁護に関する世論調査(内閣府からの委託)</p>	<p>平成24年 8月8日</p>	<p>吉志六丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊</p>	<p>高齢者の健康に関する意識調査(内閣府からの委託)</p>	<p>平成24年 9月5日</p>	<p>柳町三丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊 (共同申出者) 独立行政法人国民生活センター 理事長 野々山宏</p>	<p>国民生活動向調査</p>	<p>平成24年 9月6日</p>	<p>田野浦二丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊</p>	<p>道路に関する世論調査(内閣府からの委託)</p>	<p>平成24年 9月21日</p>	<p>中二十町</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊</p>	<p>家族の法則に関する世論調査(内閣府からの委託)</p>	<p>平成24年 11月21日</p>	<p>大里東四丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西澤豊</p>	<p>がん対策に関する世論調査(内閣府からの委託)</p>	<p>平成24年 12月7日</p>	<p>清滝三丁目</p>
<p>社団法人中央調査社 会長 西</p>	<p>社会意識に関する世論調査(内閣府</p>	<p>平成24年 12月12</p>	<p>錦町</p>

澤豊	からの委託)	日	
株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 秋 山創一 (共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部M& S戦略部長 中 野恵	全国たばこ喫煙者 率調査	平成25年 1月9日	柳町三丁目及び清見 三丁目
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 石川信	衆院選後の政治意 識・2013調査	平成25年 1月17日	風師三丁目及び風師 四丁目
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次	消費者意識基本調 査(消費者庁から の委託)	平成25年 1月17日	清滝一丁目
社団法人中央調 査社 会長 西 澤豊 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 石川信	現代の生活意識に 関する世論調査	平成25年 1月23日	清見一丁目
社団法人中央調 査社 会長 西 澤豊	宝くじに関する世 論調査(財団法人 日本宝くじ協会か らの委託)	平成25年 3月6日	谷町一丁目

北九北公告第1号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成24年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

小倉北区長 横 矢 順 二

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の範 囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成24年 5月11日 平成24年 5月21日 平成24年 5月24日 平成24年 5月25日	区内全域

北九北公告第2号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成24年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

小倉北区長 横矢 順二

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成24年 4月20日	皿山町
社団法人新情報センター 事務局 局長 平谷伸次	国民生活に関する世論調査（総務省からの委託）	平成24年 6月7日	妙見町
社団法人新情報センター 事務局 局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成24年 6月7日 平成24年 6月13日	金田一丁目、金田二丁目、上富野二丁目及び上富野三丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀行 情報サービス局長 鮎瀬典夫	生活意識に関するアンケート調査	平成24年 6月19日	今町一丁目
社団法人新情報センター 事務局 局長 平谷伸次	生涯学習に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成24年 6月19日	木町四丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	日常生活に関するアンケート調査（株式会社野村総合	平成24年 6月22日	中井二丁目

	研究所からの委託)		
社団法人中央調査社 会長 中田正博	新聞及びウェブ利用に関する総合調査(株式会社朝日新聞社からの委託)	平成24年 7月12日	黒住町
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 (共同申出者) 内閣府 経済社会総合研究所長 小野善康	消費動向状況調査 (内閣府からの委託)	平成24年 8月17日	新高田一丁目及び篠崎一丁目
株式会社毎日新聞社 世論調査室長 三岡昭博	「読書」「時事問題」世論調査	平成24年 8月22日	高峰町
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	団塊の世代の意識に関する調査(内閣府からの委託)	平成24年 8月23日	中井一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局長 鮎瀬典夫	生活意識に関するアンケート調査	平成24年 9月4日	須賀町
社団法人中央調査社 会長 西澤豊 (共同申出者)	国民生活動向調査	平成24年 9月6日	片野四丁目及び東篠崎二丁目

独立行政法人国民生活センター 理事長 野々山宏			
社団法人中央調査社 会長 西澤豊	外交に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成24年 9月11日	弁天町
社団法人中央調査社 会長 西澤豊	道路に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成24年 9月21日	緑ヶ丘一丁目
社団法人中央調査社 会長 西澤豊	男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成24年 9月28日	足立一丁目
社団法人中央調査社 会長 西澤豊 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 石川信	デジタル時代の新しいテレビ視聴調査	平成24年 10月2日	木町四丁目
社団法人中央調査社 会長 西澤豊	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	平成24年 11月20日	篠崎五丁目
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一 （共同申出者） 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部M&	全国たばこ喫煙者率調査	平成25年 1月9日 平成25年 1月10日	中津口二丁目、大手町及び南丘二丁目

S 戦略部長 中野恵			
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成 25 年 1 月 8 日	吉野町、熊本二丁目、大手町、南丘二丁目、萩崎町及び片野一丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	消費者意識基本調査（消費者庁からの委託）	平成 25 年 1 月 17 日	緑ヶ丘一丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	日本人の健康に関するアンケート調査（国立大学法人東北大学大学院からの委託）	平成 25 年 2 月 5 日	片野一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	くらしと生活設計に関する調査（一般財団ゆうちょ財団からの委託）	平成 25 年 2 月 5 日	原町二丁目
社団法人中央調査社 会長 西澤豊	宝くじに関する世論調査（財団法人日本宝くじ協会からの委託）	平成 25 年 3 月 5 日	高峰町及び朝日ヶ丘

北九南公告第6号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成24年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

小倉南区長 筒井豊彦

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の範 囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成24年 5月8日 平成24年 5月9日 平成24年 5月10日 平成24年 5月11日	区内全域
北九州市	国民健康・栄養調査	平成24年 9月28日	下吉田四丁目